

様式第 13 号（国様式第 3 号関係）

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

旅客から収受する対価一覧

(例であって 実際に利用者に説明する書面の添付が望ましい。)

I. 運送の対価

【適用する区域】

【対価の設定方法】

<距離制>

初乗り走行〇〇キロまで、〇〇円。 以後、〇〇キロ単位ごとに、〇〇円。

<時間制>

初乗り走行〇〇分あたり、〇〇円。 以後、〇〇分単位ごとに、〇〇円。

<定額制>

走行 1 回につき、〇〇円。

〇〇市まで、〇〇円。

【適用方法】

<距離制>

起点：乗車地点 終点：降車地点

<時間制>

起点：乗車時 終点：降車時

II. 運送の対価以外の対価

- ・ 待機料金
- ・ 介助料
- ・ キャンセル料
- ・ その他の料金

様式第 15 号（国様式第 4 号関係）

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び 1 種・2 種）を記載すること。
- ※ 第 2 種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第 16 号（国様式第 5 号関係）

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 1 項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

様式第 17 号（国様式第 6 号関係）

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第 18 号（国様式第 7 号関係）

運送の主体（申請者名）

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

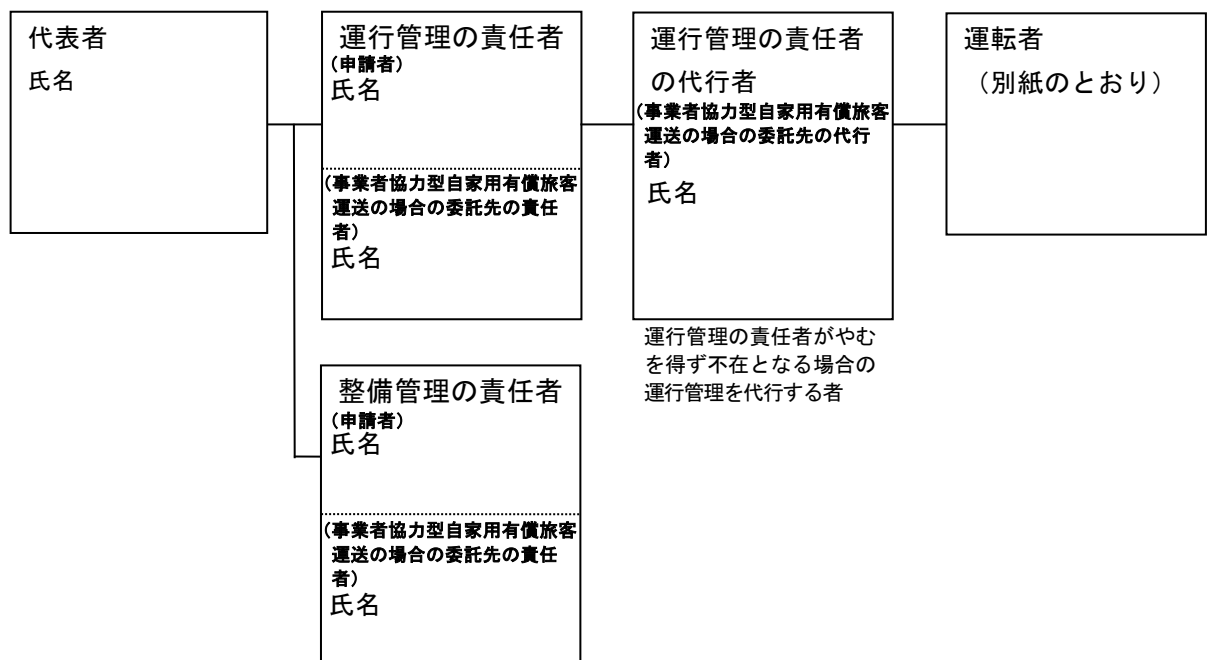
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

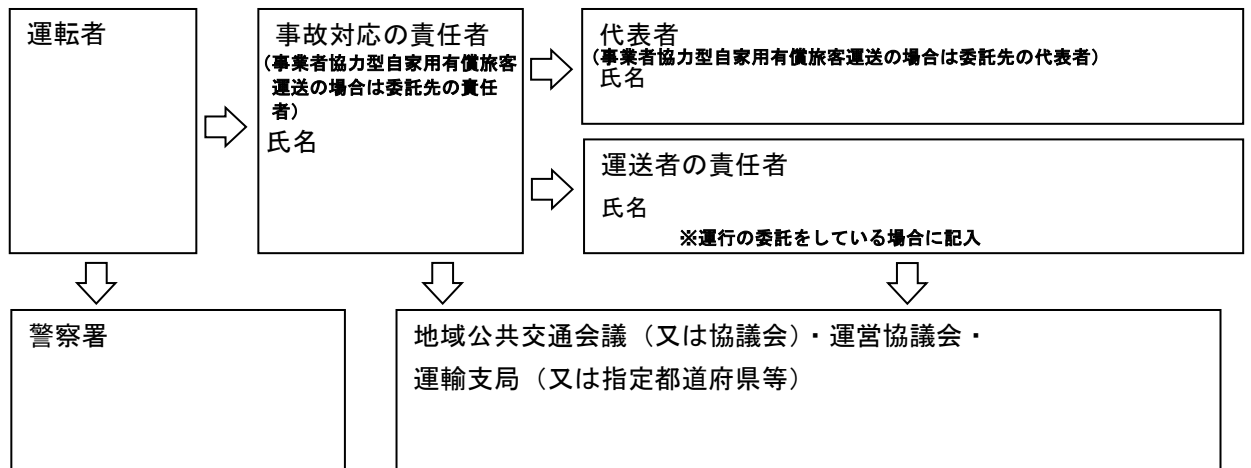
No	氏 名	住 所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運行管理マニュアル

(例)

【目的】

このマニュアルは、〇〇法人〇〇〇〇が実施する福祉有償運送の運行管理に関する基本的な事項を定め、安全運行の確立を図ることを目的とする。

【組織】

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理の責任者及び整備管理の責任者を定める。

運行管理の責任者 〇〇〇〇（有する資格等）

整備管理の責任者 〇〇〇〇（有する資格等）

【運転者】

運転者は、以下の点を考慮して十分な能力および経験を有すると認められる①又は②の要件を満たす者とする。

- ・ 運転暦〇年以上

- ・ 満年齢〇歳以下

- ・ 自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転に関し特に支障が認められないこと

①普通第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者

②普通第一種免許を受けており、かつ、その効力が過去２年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

【運行管理業務】

（１）点呼

運行管理の責任者は、運転者に対して、乗務の開始前に原則対面で点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える。

また、その内容を運転者ごとに記録し、１年間保存する。

（２）乗務記録

運転者は、乗務終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理者の責任者に報告する。

＜記載事項＞

- ・ 日時

- ・ 運転者の氏名

- ・ 自動車登録番号

- ・ 利用者の氏名

- ・ 発地及び着地、主な経過地点

- ・ 運送に要した時間及び運行距離

- ・ 収受した対価

- ・ 事故、著しい遅延、その他異常な状態が発生した場合の概要及び原因

運行管理の責任者は、その記録を１年間保存する。

(3) 研修および指導監督

運行管理の責任者は、事故を起こした運転手には適性診断を受けさせるなど安全運転に関する意識の徹底を図るとともに、整備管理の責任者と協力をして、輸送の安全と利用者の利便確保のために必要な措置を講じ、また必要な指導監督を行うなど誠実にその任務を遂行するよう努める。

【整備管理業務】

(1) 日常点検

整備管理の責任者は、自動車の安全運行を確保するため、乗務の開始前に日常点検を実施する。やむを得ない場合には、乗務する運転者自らが責任を持って実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理の責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、6ヶ月ごとに定期点検整備を行う。

(3) 点検整備の記録および保管管理

点検整備の実施結果は、適切に管理保存する。

【事故に関する対応】

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

運転者は、運送中に万一事故が発生した場合には、次のとおり対応することとする。

- ①事故の続発を防ぐための処置を講じる。
- ②死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③警察署に報告し、指示を受ける。
- ④運行管理の責任者に緊急連絡をして指示を受ける。

運行管理の責任者は、上記の対応事項について、日頃から運転者に周知徹底を図るよう努めるとともに、必要に応じ、緊急救命措置の研修等を行う。

(2) 事故発生時の対応

運行管理の責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり対応することとする。

- ①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示する。
- ②軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査する。
- ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- ④把握した事故の状況等を記録し、2年間保存する。

<記録事項>

- ・発生日時、場所
- ・運転者の氏名
- ・自動車の登録番号
- ・事故の当事者（運転者を除く）の氏名、連絡先等
- ・事故の概要（損害の程度等）
- ・原因
- ・再発防止策

- ⑤〇〇市に報告し、必要な指示を受ける。

【苦情に関する対応】

運行管理の責任者は、利用者等からの苦情を受けたときは、遅滞無く、内容を調査し、改善に向けた対応を図るとともに、その結果を利用者に弁明する。

また、対応者等を明らかにした記録を作成し、1年間保存する。

＜記録事項＞

- ・ 苦情の内容
- ・ 原因究明の結果
- ・ 弁明の内容
- ・ 改善措置

様式第 20 号

近畿運輸局滋賀運輸支局長 様

確 認 書

本申請にかかる使用車両について、道路運送法施行規則第 51 条の 26 及び国土交通省告示第 1171 号に定める基準に適合する任意保険若しくは共済に加入していること及び福祉有償運送中の事故に対して補償できる任意保険若しくは共済として保険会社等に確認済みであることを申し添えます。

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第 2 1 号（国様式第 8 号関係）

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第 7 9 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

様式第 2 2 号（国様式第 9 号関係）

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 6 に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第 79 条の 3 の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者の氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 路線又は運送の区域
6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所
7. 登録に付す条件

（年号） 年 月 日

近畿運輸局滋賀運輸支局長

（申 請 者） 殿

登録拒否理由通知書

（年号） 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により登録を拒否するので通知する。

記

1. 登録を拒否した事項

2. 登録の拒否を行った理由

（文例）

- ・ 道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 項第 1 号（第 2 号、第 3 号、第 4 号）に掲げる欠格事由に該当するため。
- ・ 道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 項第 5 号の協議が調っていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 7 に規定する地域公共交通会議等において協議が調っておらず、道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 項第 5 号に該当すると認められるため。
- ・ 自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 に定める必要な要件を備える運転者及び乗務員の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 7 に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 4 に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 5 に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 6 に規定する旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。

（年号） 年 月 日

近畿運輸局滋賀運輸支局長